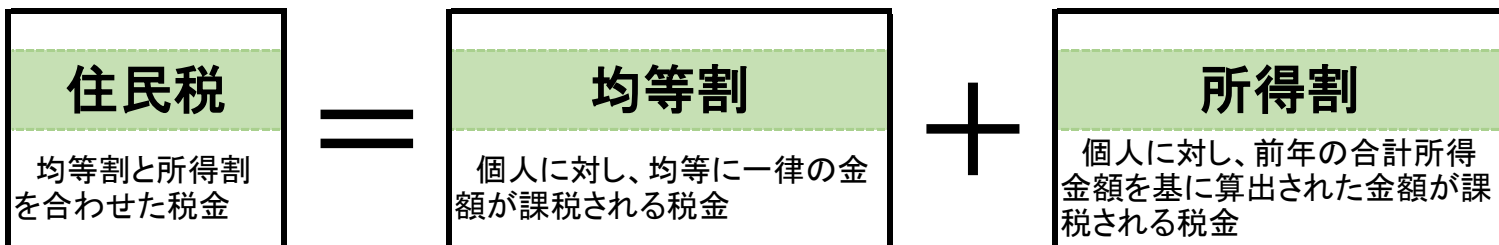


令和6年度 女川町低所得世帯支援給付金のご案内

物価高騰による負担の大きい低所得世帯を支援するため、**令和6年度から住民税非課税・均等割のみ課税となった世帯へ給付金を支給**する事業を新たに実施することになりました。

住民税とは？



●前年の合計所得金額が一定の基準以下であれば、**均等割のみ課税され所得割が非課税**となり、さらに低い基準以下の所得であれば、**所得割と均等割の両方が課税されない住民税非課税**となります。

●生活保護法の規定による生活扶助を受けている方及び障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の年間所得が135万円以下の方も**所得割と均等割の両方が課税されない住民税非課税**となります。

住民税非課税・均等割のみ課税の世帯とは？

| | |
|------------------------------------|---|
| 住民税非課税世帯 世帯の全員が住民税非課税の世帯 | 均等割のみ課税世帯 世帯の全員が均等割のみ課税の世帯 及び 均等割のみ課税と住民税非課税の世帯 |
|------------------------------------|---|

給付金事業の概要

| | 住民税非課税・均等割のみ課税の世帯に対する給付金 | 児童の扶養に対する加算給付金 |
|------|---|---|
| 給付要件 | ●令和6年6月3日時点で女川町に住民登録があること ● 令和5年度の女川町低所得世帯支援給付金を受給していないこと ●令和6年度の住民税が非課税・均等割のみ課税の世帯(令和5年所得ベースで算定)であること | ●左記してある世帯ごとの給付要件を満たす世帯であること ●18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)を扶養していること |
| 給付金額 | ●1世帯あたり10万円 | ●世帯で扶養している児童一人あたり5万円 |
| 受付期間 | ●令和6年7月25日～9月30日 | ●10月上旬～10月下旬 |
| 給付時期 | ●受付した日から概ね2週間後 | ●10月下旬 |

給付金の支給手続きは裏面をご確認下さい

住民税非課税・均等割のみ課税の世帯に対する給付金の支給手続き

●世帯の全員が令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの世帯

- ①女川町役場から給付内容や確認事項が記載された**支給要件確認書**がご自宅へ郵送されます。
- ②**内容を確認し**、氏名・確認年月日・電話番号等の必要事項を記載した**支給要件確認書**を**同封の返信用封筒**で**女川町役場町民生活課へ郵送**して下さい。

【確認事項】

- ・記載された口座が給付金の振込を希望する口座であるか
- ・3つの支給要件確認欄に該当するか確認し、□に☑マークと「レ点」を記載したか

●令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯

- ①女川町役場から**関係書類が郵送されません**ので、支給要件に該当する方は女川町役場町民生活課にて申請書を受け取って下さい。
- ②必要事項を記載した**申請書と添付書類**を**女川町役場町民生活課へ提出**して下さい。

【添付書類】

- ・受取口座の金融機関名、支店、口座番号、口座名義が確認できる**通帳又はキャッシュカードの写し**
- ・世帯主の**本人確認書類の写し**(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付きの証明書類又は健康保険証、年金手帳等の証明書類)
- ・**令和6年6月3日時点**でお住まいだった市区町村が発行する**課税証明書**

児童の扶養に対する加算給付金の支給手続き

●令和6年6月3日以前に出生した児童のみ扶養している世帯

- ①女川町役場から支給内容や確認事項が記載された**支給決定通知書**がご自宅へ郵送されます。
- ②支給決定通知書に記載されている**受取口座に変更がない**場合は、**申請が不要**となります。
- ③支給決定通知書に記載されている**受取口座に変更がある**場合は、**申請が必要**となりますので、受付期間内に女川町役場町民生活課にて申請書を受け取って頂き、必要事項を記載した**申請書と添付書類**を**女川町役場町民生活課へ提出**して下さい。

【添付書類】

- ・受取口座の金融機関名、支店、口座番号、口座名義が確認できる**通帳又はキャッシュカードの写し**

●令和6年6月3日以降に出生した児童又は別世帯の児童を扶養している世帯

- ①**申請が必要**となりますので、受付期間内に女川町役場町民生活課にて申請書を受け取って頂き、必要事項を記載した**申請書と添付書類**を**女川町役場町民生活課へ提出**して下さい。

【添付書類】

- ・受取口座の金融機関名、支店、口座番号、口座名義が確認できる**通帳又はキャッシュカードの写し**
- ・**別世帯の児童を扶養していることを疎明する資料の写し**
- ・**令和6年6月3日以降に出生した事実を疎明する資料の写し**

その他

- 給付金の支給要件に該当する方でも、役場に収入申告をしていない場合は、給付に関する書面が郵送されないことがあるので、その場合は役場へ収入申告をした後に町民生活課にて給付手続きをして下さい。
- 本給付金は、給付された方が自ら使用できるように、譲り渡し・担保への活用・差し押さえが禁止されており、さらに所得税が課されません。
- 配偶者や親族からの暴力等(DV)を理由に、令和5年12月1日時点で女川町内に避難している方は、DV被害者の扶養に入っている場合でも独立した世帯として給付金の支給要件に該当する場合があるので、該当すると思われる方は下記問い合わせ先へご相談ください。

お問い合わせ（土・日・祝日を除く）

女川町役場
町民生活課 生活支援係

受付時間 平日9:00～17:00

☎0225-54-3131